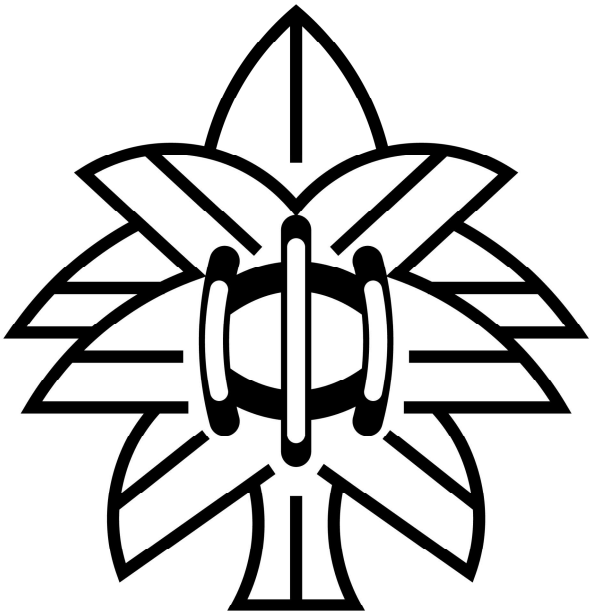
# 生活のしおり

## 令和３年度版



## 春日部市立江戸川小中学校

住所：春日部市上吉妻１（〒344-0103）
電話：０４８－７４８－１０２０

| 氏　名 | |
|---|---|

# 江戸川小中学校校歌

福田昌範　作詞
福田昌範　作曲




一

緑豊かな 筑波嶺に
清き流れの 江戸川の富
笑顔輝く 仲間とともに
友情の花の輪 咲かせよう

二

大空に舞う 大凧が
白い雲と たなびく里に
木漏れ日優しい 欅のように
色づく夢大きく 育てよう

三

新たな歴史に 胸を張り
歌声響く 学び舎ここに
希望あふれる 未来へ向かい
勇気の扉を今 さあ開こう

本校卒業までの間に，学習や運動に励み，心と体を鍛え，希望の実現に向かって精一杯努力しましょう。そして，自他の人格を尊重し助け合う精神と，礼儀を守り，社会の秩序を守る態度を身につけ，周りから信頼される人間になるよう努めましょう。

## Ⅰ　学校教育目標

自ら学び、考える子(確かな学力)
心豊かで、思いやりのある子(豊かな人間性)
たくましく生きる元気な子(健やかな体)

### 「めざす学校像」

１　生き生きと学び，活気あふれる学校
２　安心して過ごせる学校
３　信頼され，愛される学校
４　地域の伝統や文化を学び，大切に受け継ぐ学校
５　一人一人が全力を尽くし，児童・生徒・職員の笑顔が輝く学校

### 「めざす子供像」

え　笑顔であいさつする子
ど　堂々と意見を言う子
が　頑張りぬく子
わ　わかりあう子

## Ⅱ　日課表

| | １～４年 | ５～９年 |
|---|---|---|
| 登校 | 8:10 | 8:10 |
| 朝読書 | 8:11 ～ 8:20 | 8:11 ～ 8:20 |
| 朝の活動 | 8:20 ～ 8:40 | |
| 朝の会 | 8:40 ～ 8:50 | 8:20 ～ 8:30 |
| 第１校時 | 8:50 ～ 9:35 | 8:40 ～ 9:30 |
| 第２校時 | 9:45 ～ 10:30 | 9:40 ～ 10:30 |
| 第３校時 | 10:45 ～ 11:30 | 10:45 ～ 11:35 |
| 第４校時 | 11:40 ～ 12:25 | 11:45 ～ 12:35 |
| 給食 | 12:25 ～ 13:10 | 12:35 ～ 13:10 |
| 昼休み | 13:10 ～ 13:35 | 13:10 ～ 13:35 |
| 清掃 | 13:40 ～ 13:55 | 13:40 ～ 13:55 |
| 第５校時 | 14:00 ～ 14:45 | 14:00 ～ 14:50 |
| 第６校時 | 15:00 ～ 15:45 | 15:00 ～ 15:50 |
| 帰りの会 | 15:50 ～ 16:00 | 15:55 ～ 16:05 |

# Ⅲ　学校生活

## １　はじめに

集団での生活をより楽しく有意義にし，皆で学校教育目標を実現するためには，お互いに尊重し協力し合わなければなりません。そこには，約束ごとが必要になります。次に示す約束ごとを守り，江戸川小中学校の児童生徒としての誇りと自信に満ちた活気ある生活を送りましょう。

## ２　生活のきまり

(1) 登下校について

①　１～６年生は私服（学校指定のジャージを含む），
　　７～９年生は制服（雨天時カッパ）で登下校する。
②　１～６年生は安全帽子（学校指定）をかぶる。
③　１～６年生は原則スクールバスを利用する。
④　登下校は必ず届け出た通学路を通る。(スクールバス利用者も含む)
⑤　常に交通事情等に気を配り，安全で無理のない登下校を心がける。

(2) 登校時刻について

登校は８時１０分に教室で出席確認をする。それまでに，荷物はロッカーに入れ，朝読書の準備をし，着席して待つ。
７～９年生はジャージに着替える。

(3) 登下校における自転車の利用について（７～９年生）

①　自転車通学を許可された者は，届けてある自転車を使用する。自転車には決められた鑑札を付け，必ずヘルメットを着用する。
②　つむや前信号～学校間及び学校敷地内では自転車を押して歩く。
　　（ヘルメットは自転車置き場まで着用）

(4) 校舎内の生活について

①　校舎内では，安全で落ち着いた生活を心がける。
②　廊下や階段を走らない。また、右側を通行する。
③　緊急時以外、ベランダには出ない。（５年生～９年生）
④　シャープペンシル，ボールペンは，７年生から使用してもよい。
⑤　清掃時の服装
　(ア) 体操着（５年生～９年生）
　(イ) 紅白帽子を着用（１年生～４年生）
⑥　体育の授業時は，紅白帽子を着用する（１年生～６年生）
⑦　飲み物を持参するときは，水筒とする。（ペットボトルホルダー可）
　　水筒の中身は水，お茶類，スポーツドリンク類のみ許可する。

(5) 部活動について（５年生～９年生）

５・６学年は自主的な活動とし，加入は強制しない。
５・６学年は朝練習は行わない。
７学年から正式な本入部とする。

① 朝練習の開始は，７時１５分以降とし，登校は７時以降とする。
② 活動に参加する際は，荷物は決められた場所へ持って行き，活動終了後の着替えはその場所で行う。
③ 朝練習は８時に教室に入れる時間までとする。
④ 給食がない時は，必要に応じて弁当を持参し，指定された場所で食べる。その際の飲物は水，お茶類，スポーツドリンク類のみ許可する。
⑤ 部で購入したＴシャツ等は休日や長期休業中、朝練のみ着用してもよい。

(6) 頭髪について

●印については
１年生～６年生までは自由

① 基本的な考え
清潔感のある自然な髪型をする。
② 留意事項
（ア）学習，運動の妨げにならない。
（イ）安全帽子やヘルメットをかぶる際に邪魔にならない。
③ 男女共通
（ア）前髪は目にかからない。
（イ）染色，脱色，パーマ，そりこみ，アクセサリー等は禁止する。
（ウ）整髪料等は禁止する。
④ 男子●
（ア）後ろはえりにかからない。
（イ）横は耳にかぶさらない。
⑤ 女子●
（ア）肩にかかる場合は結うか，ゴム（黒，紺，茶）で結ぶ。
色の指定は７年生～９年生とする。
（イ）ピン留めは黒のアメピンのみとする。
パッチン留めは不可。（７年生～９年生）

(7) 服装等について
① 基本的な考え
清潔感のある自然な服装・着こなしをする。
② 留意事項
（ア）男女共に色物，柄物の下着は着用しない。（７年生～９年生）
（イ）だらしのない着方，極端に大きいものは，着用しない。
③ 男女共通
（ア）シャツ（７年生～９年生）●
○白無地の長そで，または半そでのＹシャツ
（イ）くつ下（７年生～９年生）●
○白いものを着用する。（ワンポイント、ラインまで可）
○くるぶしが出るような短いもの等は禁止
（ウ）うわばき
○指定のもの（青色）※名前をかかとに記入する。
１～４年生：バレーシューズ
５年生　　：移行期間（新しく購入する場合はひもつきのシューズ）
５～９年生：ひもつきのシューズ

（エ）通学靴

○体育に適した運動靴とする。ただし，７年生～９年生は，白，黒，青，紺色を基調としたものとする。（靴紐も含む）。

○安価に手に入れられることを目安とする。

○かかとの部分が高いものやファッション性の強いものは禁止する。

○雨天・降雪時は長靴でもよい。（長靴については規定なし）

（オ）カバン

１～４年生：ランドセル

５～６年生：移行期間（新しく購入する場合は学校指定のカバン）

７～９年生：学校指定のカバン

○カバンに入りきらないものは指定のスポーツバッグを使用する。●

（カ）セーター（７年生～９年生）●

○黒，紺，灰色の無地とし，裏側に名札をつけたもの。

○必ず上着の下に着用する。

○体にあったものを着ること。上着から出ないこと。

（キ）防寒具（７年生～９年生）●

○防寒着は制服の上に着る。

○コート，ウィンドブレーカー，手袋等はファッション性の強いもの，安全面に支障が出るものは避ける。

○ベンチコート等で，極端に長く自転車の運転に支障をきたすものは着ない。

○マフラーは極端に長いものは禁止する。（ネックウォーマー可）

○タイツ(黒）を着用してもよい。

（ク）カッパ（７年生～９年生）●

○無地で背中に蛍光ラインが付いているもの。
（白色，クリーム色等が望ましい）

③　男子（７年生～９年生）●

（ア）上着

○黒・つめえりの学生服

※着用時期については，自分で判断する。

（イ）ズボン

○黒色の標準型

（ウ）ベルト

○黒色の標準型（細くないもの）

④　女子（７年生～９年生）●

（ア）上着

○指定のもの。

○指定のベストを着用してもよい。

※着用時期については，自分で判断する。

（イ）スカート

○指定のもの。

○たけは，ひざが隠れる程度とする。

（ウ）リボン・スカーフ

○常にきちんと結んでおく。

(8) 名札について

① 私服に指定の名札をつける。学区外では，はずす。（１年生～６年生）

② ７年生～９年生に名札はない。

(9) 体操着・ジャージについて

① １年生～６年生は名札を縫いつける。

② ７年生～９年生は名札がないものを着用する。

(10) その他

① まゆの加工はしない。

② ピアス，ネックレス，ブレスレット，ミサンガ等，かざりは禁止。

③ 爪は日常の生活や，運動に支障のないようにしておく。マニキュアは禁止。

④ 制汗剤等は持ってこない。

## ３ 部活動終了時刻

| 期　　間 | 部活動終了時刻 | 完全下校時刻 |
|---|---|---|
| ４月　１日　～　４月３０日 | ５：４５ | ６：００ |
| ５月　１日　～　７月１８日 | ６：００ | ６：１５ |
| 夏季休業中 | 別に定める | 別に定める |
| ９月　１日　～　９月３０日 | ５：４５ | ６：００ |
| １０月　１日　～　１０月３１日 | ５：００ | ５：１５ |
| １１月　１日　～　１１月３０日 | ４：４５ | ５：００ |
| １２月　１日　～　１２月３１日 | ４：３０ | ４：４５ |
| １月　１日　～　１月３１日 | ４：４５ | ５：００ |
| ２月　１日　～　２月１４日 | ５：００ | ５：１５ |
| ２月１５日　～　２月 末 日 | ５：１５ | ５：３０ |
| ３月　１日　～　３月３１日 | ５：３０ | ５：４５ |

※その日の天候や，児童・生徒の状況等により，臨時に変更する時があります。

※新人戦県大会出場の部については５：３０まで活動可とします。

## ４　自転車通学について（７～９学年）

※　許可制です。自転車通学許可願いを提出し，許可を得てから利用してください。

(1) 自転車の交通ルール（道路交通法より）

①　車道通行の原則

（ア）自転車は，自動車と同じく車道を通ることが原則（車両通行の原則）です。その場合，道路工事などの場合を除き，車道の左端にそって通行しなければなりません。

②　歩道を通行できる場合

（ア）自転車歩道通行可の標識や表示により自転車が歩道を通行できるとき。

（イ）車両の通行量が非常に多く，かつ車道の幅が狭いなどのため，追い越し車両との接触の危険があるときなど自転車の安全のために歩道を通行することがやむを得ないとき。

（ウ）歩行者の通行を妨げ，または，歩行者の安全をそこなうおそれがあるときは，歩道では自転車からおりて押して歩く。

(2) 本校の交通の現状

道路が狭く交通量が多いことから，歩道のあるところは，歩道を通行する。ただし，交差点での車や歩行者には十分注意する。

(3) 本校の自転車のルール

①　変形ハンドルの自転車は，安全なハンドル操作やブレーキ操作ができないので，使用しない。

②　荷物は，必ず荷台にゴムひもでしっかり固定する。

③　雨の場合は，カッパを着用する。（傘さし運転禁止）

④　自転車の後部泥よけに，許可番号入り鑑札を貼る。

⑤　家を出るとき必ずヘルメットを正しく着用し，学校の自転車置き場まできちんと着用する。（部活登校，練習試合等の場合も同じ）

⑥　決められた道路（通学路）を安全に通学する。（道路を横断する際は，原則として横断歩道のあるところで）

⑦　自転車は正門前の交差点（歩行者用信号機）から，決められた自転車置き場まで押す。

⑧　自転車は決められたところにきちんと置く。

⑨　ヘルメットのひもはきちんとしめる。

(4) 自転車安全利用のルール

①　夜間はライトを点灯する。

②　２人乗りをしない。

③　並進（横に並ぶ），おしゃべりをしながら，ふざけながら通行しない。

④　交通信号を守る。（信号無視はしない）

⑤　見通しの悪い交差点，その他の交差点，横断歩道，道路をやむをえず横断する場合，必ず一時停止し自転車から降りて自転車を押して安全に渡る。

⑥　飛び出しをしない。

⑦　道路左側を通行する。

(5) ヘルメットの貸し出しについて

①　普段徒歩で通学している生徒が自転車を利用する場合，許可を得てから学校のヘルメットを着用する。

②　借りた場合はできるだけ早く返却する。その時に担任の先生の印が必要になる。

(6) 自転車保険の加入について

埼玉県では，自転車保険の加入が義務づけられました。

保険の加入をお願いします。

※　安全確保，生命を守るという意味から，決まりを守れないときは，自転車通学許可を取り消す場合がある。

## ５　放課後や休日の校庭使用について

(1)校庭解放に関する基本的な考え

放課後や休日に校庭を使うことを許可する。ただし、部活動や社会体育等を行っている場合、ジュニア棟前の遊具スペースのみの利用を許可する。

(2)自転車の駐輪場所について

児童用駐輪場に停める。（掲示があるところ）

(3)校庭使用時における約束

校庭や遊具を活用した運動（遊び）を目的とすることから、スマートフォンやゲーム等の電子機器の使用は控える。また、お菓子やジュースなどの飲食も控える。

(4)自転車の使用について

①１年生～免許不所持の４年生　→　保護者の同伴が必要

②免許所持の４年生～６年生　　→　単独の使用可

③自転車に乗る際は、できるだけヘルメットをかぶる。

## ６　災害時における注意事項

台風や地震，積雪，大雨，竜巻等により登校に危険が予想される場合，児童・生徒は次のことを守り，安全な行動がとれるようにする。。

(1) 状況をニュース等できちんと知り，無理な行動をとらないようにする。

(2) 安全に登校できる手段を各自で判断する。

①　学校から連絡があるとは限らない。電話も不通の場合もある。

②　無理に登校時間に間に合う必要はありません。

③　特に，強風や積雪ときは，歩くことも大変危険な場合があります。

④　最悪の場合，自宅待機（家を出ないこと）も考えられます。

⑤　自分だけの判断でなく，家族の意見もよく聞いてください。

(3) 登校の連絡があっても，状況をよく判断し，安全を確認してから家を出る。

登校中は，道路の冠水，河川の増水，倒れた木，切れた電線等の危険を避け，場合によっては回り道をするなどの工夫をする。

①　車道を歩いたりしてはいけません。

②　登校が無理な場合は，学校へ連絡する。

(4) ジャージでの登校も可とする。

①　自分の通学路の様子をよく見ておき，いざというときに危険な場所を確認しておく。

②　普段から家族で災害にあったときのことについて話しあっておき，いざというときに適切な行動がとれるようにしておく。

③　次の点を確認しておく。

（ア）江戸川小中学校まで歩いていくと……約（　　）分

（イ）自宅周辺の危険な場所は……（　　）（　　）（　　）

（ウ）通学路の危険な場所は……（　　）（　　）（　　）

（エ）自分の家が被害にあった時の避難場所は……（　　）

（オ）いざというときに家族と連絡をとる方法は……（　　）

（カ）自宅以外で学校から連絡のとれるところは……（　　）

**※　震度５弱以上の地震が起きた場合，原則として児童・生徒を学校に留め置き，保護者など災害時の引き取り者の方へ確実に引き渡します。**

## 7　犯罪被害の予防のために

(1) 不審者にあったら，すぐに安全に気をつけながら逃げる。
もしも手をつかまれたり，自転車をつかまれたりしたら，「助けて」などの大声をあげたり，防犯ブザーを使い，荷物や自転車にかまわずに，近くの家や「かけこみ１１０番の家」に逃げましょう。ただし，あまりあわてて交通事故等にあわないようにしてください。

(2) 知らない人の車に乗らない。
知らない人が「○○まで案内して」等と声をかけてくることがあります。そのような人の車に乗って事件に巻き込まれた人がいます。知らない人の車には絶対に乗らないようにしましょう。もし，そのようなことがあったら，すぐに家の人や先生に話しましょう。

(3) 被害にあったり，被害にあっている人を見かけたりしたら，すぐ警察に連絡する。
誰かが被害にあっているのを見つけても，自分一人で助けに行かず，大声で助けを呼び，すぐに１１０番してください。
また相手が車の場合は，できるだけナンバーを覚えておいてください。
４けたの番号だけでなく，小さい字や車の型や色も覚えましょう。

(4) 外出するときは，行き先や帰宅時間を家の人に知らせる。
① 行き帰りに十分注意し，派手な服装をしたり，大金を持ち歩かないようにしましょう。
② 帰りが遅くなる場合は電話をしましょう。

(5) 子供だけの夜間の外出，外泊は絶対にしない。

(6) 甘い言葉や誘いには絶対に乗らないようにする。
だます方は，それを見抜けないようにします。甘い言葉や誘いには必ず裏があると思い，気をつけましょう。それでも，だまされたときは，恥ずかしいことではありません。自分一人で抱え込まず，必ず家族や先生など，身近な大人に相談しましょう。また，警察にも相談しましょう。

(7) スマートフォンなどでインターネットを利用するときには，見知らぬ相手とつながったり，有害な情報に触れだまされたり，自分や友達の情報が流出したりして，被害に遭うことがあります。また、他人の悪口等を書き込んだりすると処罰されることがあります。スマートフォンなどの危険性を理解してルールを守って使いましょう。

(8) できれば，防犯ブザーやホイッスルを携帯する。

(9) ナイフなどの刃物を携帯しない。持ち歩くだけで犯罪行為です。
自分の身を守るため，などの理由は通用しません。

**緊　急　連　絡　先**

**春日部警察署：７３４－０１１０**
**宝珠花駐在所：７４８－１１０７**
**★緊急の場合は１１０番通報を。★**

# Ⅳ　江戸川小中学校生活のマナー

○　先生や友だち、来校者にはあいさつをしましょう。

○　玄関・昇降口への出入りは，児童生徒下足入れ前のドアを使いましょう。

○　職員室の出入りは，階段側のドアまたは校庭側の入り口を使いましょう。

○　職員室への正しい入室・退室を常識として身につけましょう。
・ノックを３回，大きな声で「失礼します」。
・立ち止まり，大きな声で名前，用件を言いましょう。
・先生が返事をしたら，入室ができます。
・退出は立ち止まり，正面を向いて「失礼しました」。

○　職員室内のものは，必ず近くの先生に理由を伝え，許可を得てから持ち出しましょう。

○　所持品にはすべて名前を書きましょう。

○　登校後は，原則として校外へ出ることを禁止します。 どうしても必要がある時は，申し出て，許可を得てください。

○　学校に，学習に必要のないものは持ってこないようにしましょう。特に，危険な物や不必要な現金を持ってくるのはやめましょう。

○　集金は，朝のうちに先生に直接渡しましょう。

○　上履き，下履きの区別をしっかりつけ，かかとをつぶさないようにしましょう。

○　教科書等の学習に必要なものを忘れたときは，授業前に先生に申し出て指示を受けましょう。

○　登下校の途中で寄り道や買い食いをしないようにしましょう。

○　カバン，スポーツバックにキーホルダーやマスコット等をつける場合は１つまでにしましょう。また，バック等に落書きをしないようにしましょう。

○　飲み物を持参するときは，水筒に入れてきましょう。（ペットボトルホルダー可）

○　学校の公衆電話は，先生方に一言ことわってから使いましょう。

○　校舎内の異状（物が壊れていたり，ガラスが割れていたりしていた時等）に気づいたらすぐに先生に知らせましょう。

○　学校の物を壊してしまったら，できるだけ早く先生に申し出ましょう。

○　名前を呼ばれたり，指示されたりした時は，返事「はい」を言いましょう。

○　遅れて登校した場合は，職員室に寄り，登校したことを伝えましょう。

○　遊具は１～６年が使います。７～９年は使わないようにしましょう。

○　１～６年生は式典の時には，ジャージ以外の私服にしましょう。

# Ⅴ　いじめ等に関する相談機関一覧表

**◎よい子の電話教育相談 総合教育センター**

保護者専用　行田市富士見町2-24　24時間受付　TEL:048-556-0874
子ども専用　行田市富士見町2-24　24時間受付　TEL:0120-86-3192
Ｅメール相談　soudan@spec.ed.jp
ＦＡＸ相談　TEL:0120-81-3192

**◎埼玉県警察少年サポートセンター**　さいたま市南区沼影1-10-1 ラムザタワー３Ｆ
月～土曜日　８：３０～１７：１５　TEL:048-865-4152

**◎少年サポートセンター東分室**　春日部市庄和総合支所３階
月～金曜日　９：００～１６：００　TEL:048-718-4152

**◎埼玉県中央児童相談所**　上尾市上尾村１２４２－１　TEL:048-775-4152
受付時間：月～金曜日　８：３０～１８：１５
休日夜間児童虐待通報ダイヤル　TEL:048-779-1154

**◎埼玉県越谷児童相談所**　越谷市恩間４０２－１　TEL:048-975-4152
受付時間：月～金曜日　８：３０～１８：１５

**◎子どもスマイルネット**
（埼玉県・子どもの権利擁護委員会）さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和地方庁舎内
祝日，年末年始を除く毎日１０：３０～１８：００　TEL:048-822-7007

**◎子どもの人権110番**
月～金曜日　８：３０～１７：１５　TEL:0120-007-110

**◎さいたまチャイルドライン**　TEL:0120-99-7777
毎日　１６：００～２１：００（金曜は２３：００）

**◎埼玉いのちの電話**
毎日　２４時間　TEL:048-645-4343

**◎(財)日本データ通信協会迷惑メール相談センター**
http://www.dekyo.or.jp/soudan

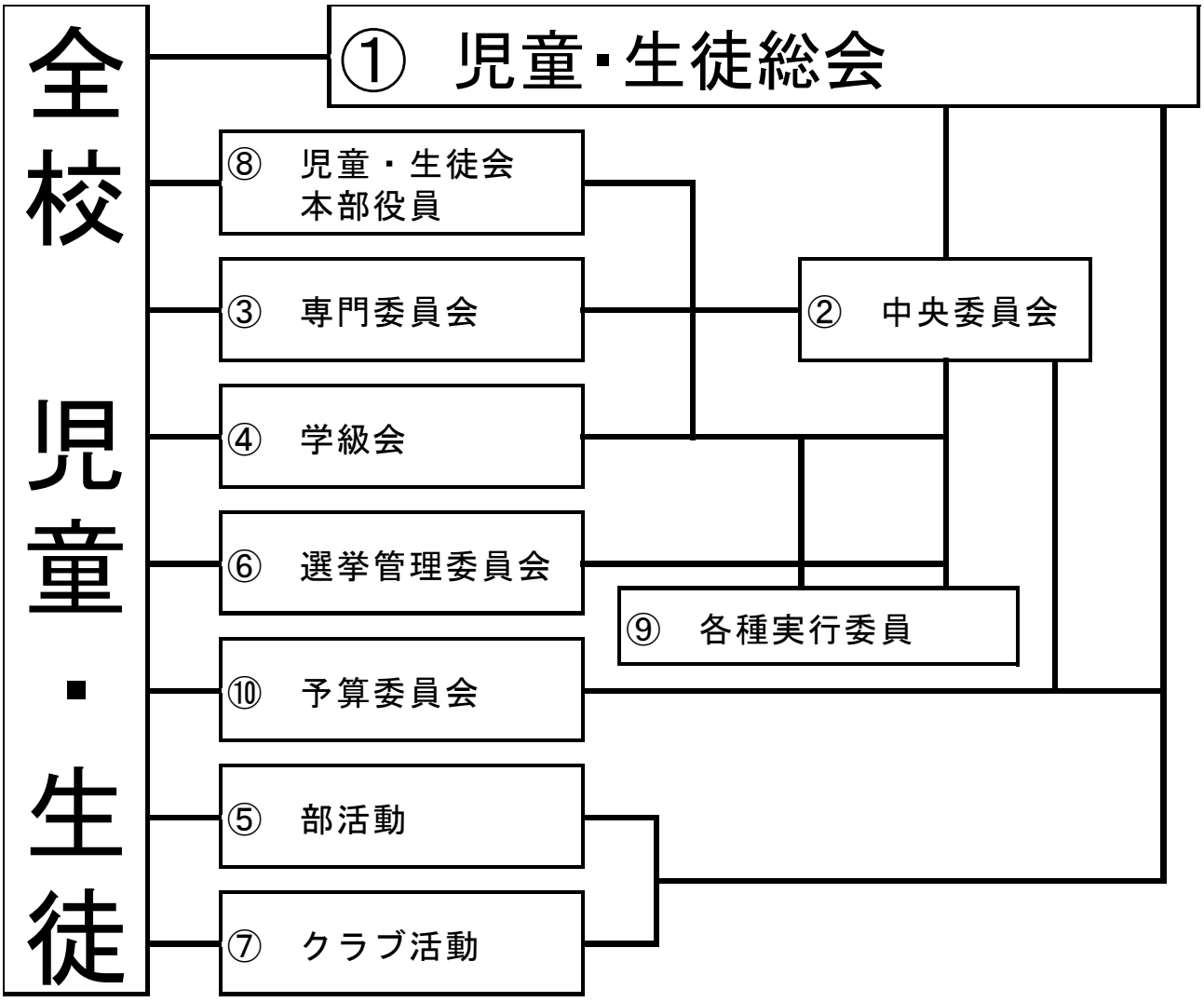
**◎春日部警察署** TEL:048-734-0110

**◎宝珠花駐在所** TEL:048-748-1107

※上記の時間等は，予約による面接の時間の場合もあります。まず電話をして確認してください。

# Ⅵ　児童・生徒会活動

## 1　児童・生徒会組織図




## 2　児童・生徒会会則

第１章　総則

第１条　本会は江戸川小中学校児童生徒会と称し本校の全児童及び生徒をもって組織する。

第２条　本会はすべての生徒が自己の権利と義務を自覚し本校の教育目標に基づき，種々の活動を通し「人格の完成をめざして健康且つ幸福な社会生活を営むに必要な習慣と態度を養い，心身の調和的発達を図ること」を目的とする。

第３条　本会の活動は中央委員会，専門委員会，学級会，部活動，選挙管理委員会クラブ活動，児童・生徒会本部役員会，予算委員会，各種実行委員会，選挙管理委員会によって行われる。

第４条　本会則に基づく種々の会合は，定数の３分の２以上の出席者がなければ成立しない。またその表決は多数決として決定される。

第５条　本会を運営するについての細則は中央委員会において定められる。

第２章　会員

第６条　江戸川小中学校の児童・生徒はすべて平等な権利と義務を持つ会員である。

第３章　児童・生徒総会

第７条　総会は，ミドル・ハイの児童生徒が参加し，年１回５月に開催する。ただし，必要と認めるときは臨時総会を開くことができる。

第４章　機関

第８条　本会に次の機関を置く。また必要な時には臨時的な機関（実行委員会等）を置くことができる。

児童・生徒総会　中央委員会　専門委員会　学級会　部活動
選挙管理委員会　クラブ活動　児童・生徒会本部役員会　予算委員会
各種実行委員会　選挙管理委員会

第５章　本部役員会

第９条　本会に，会長１名，副会長２名，書記３名，会計２名を置く。
この８名を持って，本部役員会を組織する。

第10条　役員は会員の選挙により学校長の承認によって決定される。

第11条　１．会長は本会を代表し，本会の活動の中心となり，担当教員との連絡，調整にあたる。
２．副会長は会長を補佐し，会長事故ある時は会長の任務を代行する。
３．書記は議事を記録し，本会関係文書，記録類の整理保存及び掲示板の管理を行う。
４．会計は本会の会計事務を取扱い，予算案の作成，総会への提案，会計簿の整理保存及び会計報告を行う。
附　会長及び副会長を除く役員は兼職を認める。ただし，学級委員長及び専門委員長になることはできない。

第12条　役員の任期は一年とし，１月１日より１２月３１日までとする。

第13条　本部役員会は必要に応じ随時行うものとする。

第６章　中央委員会

第14条　中央委員会は，特に支障のない限り，月１回開催するものとする。ただし必要に応じ臨時に開くことができる。

第15条　中央委員は以下の通りである。
本部役員　学級委員（４−９年生）各専門委員長

第16条　本委員会は本会会務の企画審議を行い，活動に必要な細部について決定するとともに，学級会及び各専門委員会の連絡，調整の場とする。

第７章　選挙管理委員会

第17条　選挙管理委員会は必要に応じ随時開催する。

第18条　選挙管理委員会委員会は各学級１名ずつの選挙管理委員をもって組織し，５−９年生の生徒５名で構成される。委員長１名，副委員長１名を置く。

第19条　本委員会は本部役員選挙の管理を行う。

第20条　本部役員選挙は毎年１２月に行うものとする。

第８章　予算委員会

第21条　予算委員会は必要に応じ随時開催する。なお委員長は会長が兼ねる。

第22条　予算委員会の組織は次の通りである。
本部役員　各専門委員長　各部部長

第９章　専門委員会

第23条　本会の活動を円滑にするために，本会に下記の専門委員会をおく。なおその具体的な活動内容については，各専門委員会で決定するものとする。

学級委員会　学級・学年行事の企画・運営，学校規律の遵守のための呼びかけ・提案などを行う。

環境委員会　学校環境の整備，自転車安全点検，ストーブの管理などを行う。

保健委員会　学校保健委員会の実施，加湿器管理，健康観察，石けんの補充などを行う。

図書委員会　本の貸し出し業務，図書室の整備補助などを行う。

放送委員会　下校・給食放送などを行う。

第24条　各専門委員会は専門委員長１名（最高学年），副委員長３名（７-９学年１名ずつ）を置く。

第25条　専門委員会の設置や廃止，名称の変更等については，中央委員会において決議し，学校長の承認により決定する。

第１０章　学級会

第26条　学級会は各学級の自治活動に関する事項の決定及び事務をし，また中央委員会への提案事項の協議並びに中央委員会決定事項と学級活動との関連及び実施について協議する。

第27条　４～９学年については，各学級に男女各１名ずつの学級委員をおき，一方を学級委員長とし，他方を学級副委員長とする。それ以外の委員会は，５～９年生を対象とし，委員長，副委員長を選出する。

第１１章　部活動

第28条　部活動の設置や廃止，名称の変更等については，中央委員会において決議し，学校長の承認を受ける。

第29条　部活動の運営活動内容についての細則は，各部活動で決定するものとする。

第１２章　クラブ活動

第30条　クラブ活動の設置や廃止，名称の変更等については，中央委員会において決議し，学校長の承認を受ける。

第31条　クラブ活動の活動内容についての細則は，各クラブで決定するものとする。

第１３章　会計

第32条　本会の会計は会費１年～６年月額５０円(年間６００円)・７年～９年月額１２０円(年間１４４０円)及び補助金その他の収入をもって当てる。

第33条　本会の会計年度は毎年４月１日に始まり翌年３月３１日をもって終わる。

第１４章　会則変更

第34条　本会会則の変更は中央委員会の３分の２以上の賛成により発議し，生徒総会でその過半数の承認を得て成立する。総会の同意は各学級で行うこともある。

付則

○　本会則に違反する一切のものは無効である。

○　本会則は平成３１年４月１日より実施する。

○　令和２年６月２０日一部訂正

3　生徒会本部役員選挙規定

第１条（総則）

○　本会本部役員はこの規定により本会員の中から決定される。定数を超えた場合は選挙を行う。

第２条（定数）

○　本会本部役員の定数は，８年生４名，７年生４名とする。

第３条（役職）

○　この選挙により本会本部役員に当選した者は，互選により会長は８年生から１名，副会長は８年生から１名と７年生から１名の計２名とする。書記は７年生から２名と８年生から１名とする。会計は７年生から１名と８年生から１名の計２名とする。

第４条（投票）

○　立候補者に対する投票は，５－９学年の会員の無記名連記によって一斉に行われる。

○　投票は毎年１２月に行われる。

○　投票は各学年の立候補者に対し，定数と同じ人数の者を選ぶものとする。

第５条（当選）

○　選挙管理委員長は得票数が上位の者より，各学年の定数の当選者を決定し，その結果を顧問教師及び本人に速やかに連絡する。

○　第６条に該当する者が報告された場合，次点の者より，得票数が多い順に繰り上げて当選者とする。

第６条（違反）

○　以下の項目に対する違反を行った立候補者は，選挙管理委員会の検討により，この選挙の対象から除外される。

○　全ての立候補者及び推薦人，推薦母体は，この選挙が公正かつ厳格に行われるよう努力しなければならない。

○　全ての立候補者は，定められた期間に，定められた方法により，公正かつ本会々員としてふさわしい選挙運動を行う。

第７条（承認）

○　当選の連絡があった立候補者は，速やかに全員で会合を持ち，顧問教師，選挙管理委員長の立ち会いのもと，互選で役職を決定する。その結果は選挙管理委員長が学校長に報告し，学校長はその当選者及び役職を承認する。

○　選挙管理委員長は校長の承認を受けた当選者の氏名を速やかに公表しなければならない。

第８条（運動）

○　全ての立候補者は，立候補届を提出した時から投票日の前日まで，下記の選挙運動をする事ができる。

・選挙管理委員会から配布される用紙によるポスターの掲示。
・正規の学習活動の妨げにならない範囲での呼びかけ及び街頭演説。
・選挙管理委員会により運営される校内放送及び立会演説。
・その他選挙管理委員会が認めた行為。

第９条（補欠）

○　本部役員に欠員が生じたときは，この規定により補欠選挙を行う。その場合の当選者の任期は，前任者の残りの期間とする。

第10条（補足）

○　この規定に無い，一切の本会本部役員選挙にかかわる事項については，選挙管理委員会において協議し，学校長の承認を受けるものとする。

付則

○　本規定は平成３１年４月１日より施行する。

# Ⅶ　家庭と学校の連絡欄

急な欠席の場合は，できるだけ8:00前後に学校に電話してください。
翌日，連絡欄に書いて，担任まで持ってきてください。

| 日付 | 種別（○で囲む） | 事　　由 | 保護者印 | 担任確認 |
|---|---|---|---|---|
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |

# 家庭と学校の連絡欄

| 日付 | 種別（○で囲む） | 事　　由 | 保護者印 | 担任確認 |
|---|---|---|---|---|
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |

# 家庭と学校の連絡欄

| 日付 | 種別（○で囲む） | 事　　由 | 保護者印 | 担任確認 |
|---|---|---|---|---|
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |

# 家庭と学校の連絡欄

| 日付 | 種別（○で囲む） | 事　　由 | 保護者印 | 担任確認 |
|---|---|---|---|---|
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |

# 家庭と学校の連絡欄

| 日付 | 種別（○で囲む） | 事　　由 | 保護者印 | 担任確認 |
|---|---|---|---|---|
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |

# 家庭と学校の連絡欄

| 日付 | 種別（○で囲む） | 事　　由 | 保護者印 | 担任確認 |
|---|---|---|---|---|
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |
| ・　・ | 欠席　遅刻　早退　見学　他 | | | |

# Ⅷ　通学路


親野井
木野川
西親野井
塚崎
木崎
西宝珠花
芦橋
倉常
上吉妻
神間
江戸川小中学校
下吉妻
大塚
榎
堀
立野
小平
上金崎
樋籠
北
中川
江戸川